

東京都地域自殺対策強化補助事業補助金交付要綱

	平成27年4月1日
	27福保保政第19号
改正	平成28年7月20日
	28福保保政第574号
改正	平成29年6月15日
	29福保保政第415号
改正	平成30年5月22日
	30福保保健第195号
改正	令和元年6月6日
	31福保保健第331号
改正	令和2年5月28日
	2福保保健第138号
改正	令和3年7月26日
	3福保保健第407号
改正	令和4年6月30日
	4福保保健第328号
改正	令和5年7月24日
	5保医保健第54号

(通則)

- 1 東京都地域自殺対策強化補助事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 本補助金は、東京都地域自殺対策強化補助事業実施要綱（平成27年4月1日付27福保保政第19号。以下「実施要綱」という。）に基づき、東京都（以下「都」という。）が地域自殺対策強化交付金を活用し、予算の範囲内で財政的支援を行うことにより、民間団体が実施する若年層に特化した自殺対策や、自殺未遂者の再発防止等に関する自殺対策など、特に必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる強化を図ることを目的とする。

(交付の対象事業)

- 3 本補助金は、交付決定を行う年度の4月1日から3月31日までに、都が適切と認める法人格を有する団体等（以下「補助事業者」という。）が実施する、地域における自殺対策の強化に資する効果的な取組を対象とする。対象となる事業内容、基準額、対象経費、補助率及び補助限度額は、別添1のとおりとする。ただし、他の機関から委託、助成又は補助を受け実施する事業、全部又は主要な部分を第三者に委託し実施する事業、第三者に資金を交付することを目的とした事業、備品購入費が大部分を占める事業並びに宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体及び暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体が行う事業については、この補助金の対象としない。

また、団体の管理運営経費のうち経常的なものについては、対象経費から除くものとする。

(暴力団の排除)

4 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者があるもの

(交付額の算定方法)

5 本補助金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別添1第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
なお、対象経費の積算に当たっては、別添2の基準によること。
- (2) (1)により選定された額と当該種目の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(補助基本額)に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- (3) 実施する事業に複数の事業が含まれる場合には、原則事業ごとに実施経費を分割しそれぞれの事業の補助率を適用し、それぞれの事業として申請すること。
なお、分割が不可能な場合は、事業全体に対して低い補助率を適用して申請するものとする。

(申請手続)

6 本補助金の交付の申請は、別紙様式第1による申請書、別紙様式第5による申出書及び別紙様式第6による暴力団及び暴力団員等に該当しないことなどの誓約書を、別に定める期日までに東京都知事(以下「知事」という。)に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

7 本補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第2による変更交付申請書に関係書類を添えて、速やかに知事に提出して行うものとする。

(交付決定及び通知)

8 知事は、6又は7の規定による補助金の交付の申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要なに応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは10に掲げる事項を条件に補助金の交付の決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

9 補助事業者は、補助金交付決定通知書に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。また、交付決定前に申請を取り下げるときも同様とする。

(交付の条件)

10 本補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合(軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第4により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（または一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。

- (9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (10) 知事は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- (11) 補助事業者は、知事の求めがあったときは、補助事業の遂行の状況を書面により報告しなければならない。
- (12) 補助事業の遂行命令等
 - ア 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。
 - イ 補助事業者がアの命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
 - ウ 前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命じられた場合において、補助事業者が当該補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、知事は、15の規定により当該補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(補助金の概算払)

- 1 1 都は、原則として支払うべき額を確定した後、補助事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。ただし、補助事業者（公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する団体に限る。）が概算払による支払を希望する場合は、都は、補助事業者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認められる場合にのみ、概算払をすることができる。

なお、この場合であっても工事費及び備品購入費については、概算払の対象としない。

(実績報告)

- 1 2 本補助金の実績報告は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日（10の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、別紙様式第3による報告書に関係書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

(補助金の額の確定)

- 1 3 知事は、12の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(是正のための措置)

- 1 4 知事は、13の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

(決定の取消し)

- 1 5 本補助金について、次の(1)から(3)までのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

なお、この規定は13の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

また、取消しをした場合は8の規定を準用して、通知する。

(補助金の返還)

- 1 6 知事は、補助事業者が、次の(1)及び(2)のいずれかに該当する場合は、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 10(10)又は15の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき。
- (2) 13の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

(違約加算金)

- 1 7 知事が、15の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者に、当該命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命じた額に相当する補助金は、最終の受領の日

に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとす。) から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

なお、違約加算金の納付を命じられた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金)

18 知事が、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納付期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

なお、返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金の一時停止等)

19 補助金の返還を命じられた補助事業者が当該補助金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(その他)

20 特別の事情により5に定める算定方法及び交付手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(立入調査等)

21 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月22日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月6日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(別添1)

1 事業種目及び内容	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 補助限度額
<p>(1) 対面相談事業</p> <p>ア 目的</p> <p>自殺に関する悩みを抱える者等に対して、相談会の開催や相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等、自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐこと、また、自殺に関する悩みを抱える者等に対して支援を行っている相談担当者、家族や友人等が、対応に苦慮する中で孤立し、疲弊することのないように支援することを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 心の健康等の健康要因に関する相談会や、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務問題等に対する生活相談と併せて行う総合支援相談の開催等 個別相談に対応するための対面式の相談窓口の設置や、既存窓口の充実等 伴走型支援に対応するための相談窓口の設置や、既存窓口の充実等 他の相談事業における相談者に対して、必要に応じて行う保健所、市町村の保健センター等による訪問相談等 若者をはじめとする住民の孤立予防やメンタルヘルス向上を支援するための居場所づくり（傾聴サロンの設置、運営等） 生きる力を底上げするため悩みを分かちあえる集い等の設置、運営等 相談担当者や家族等の支援者等への支援 等 <p>※上記については、次の事業を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談担当者や家族等への専門家によるスーパーバイズ 相談担当者や家族等にスーパーバイズを行う専門家ネットワークの構築 自殺が起きたときの関係者に対するデブリーフィングの実施 自殺が起きたときに関係者に対してデブリーフィングを行うC R T（危機対応チーム）の設置 相談対応中に自殺が起きたときの対応方法に関する研修会等の実施 等 <p>なお、児童生徒のみを対象とする事業は、交付対象としない。</p>	1 種 目 当 た り 1 0 0 0 0 万 円	事業実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、使用料及賃借料、工事費（電話・SNS相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、負担金等	1 / 2	1 団 体 に つ き 5 0 0 万 円
<p>(2) 電話・SNS相談事業</p> <p>ア 目的</p> <p>自殺に関する悩みを抱える者等に対して、電話やSNSの相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐことを目的とす</p>				

<p>る。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>電話、メール、WEB、SNS、無料通話アプリ（アプリ間の無料通話機能による電話）等による相談事業の実施に係る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話回線の敷設やWEB相談ページの開設等 ・ 相談対応者の配置、24時間対応に係る相談員の増員等 ・ 相談支援コーディネータの配置や相談者へのフォローアップ等 ・ フリーダイヤルの設置やリスティング広告の表示 等 				
<p>(3) 人材養成事業</p> <p>ア 目的</p> <p>相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成のほか、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、民生委員や児童委員、地域住民に対して、包括的な生きる支援としての自殺対策の重要性に関する理解を持つ人材等を養成する。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。</p> <p>イ 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係行政機関等や民間支援団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成や、養成研修等への派遣 ・ これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材の養成や、養成研修等への派遣 ・ e-ラーニング等を活用した関係行政機関等や民間団体等の相談担当者への研修の実施 等 				
<p>(4) 普及啓発事業</p> <p>ア 目的</p> <p>生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する国民の理解が深まるよう、自殺や自殺関連事象に対する正しい知識を普及啓発する。とりわけ、悩みを抱えたときに周囲に対して助けを求めることに心理的な抵抗を感じさせるような「弱音を吐くことや多重債務等の悩みを打ち明けること、精神疾患への罹患等は不名誉で恥ずかしいものである」という間違った社会通念を払拭することや、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることは適切であり躊躇する必要はないことが社会全体の共通認識となるよう積極的に普及啓発を実施する。</p> <p>イ 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シンポジウム、講演会等の開催 等 ・ 図書館や公共施設など人が多く集まる場所でのパネル展示等 ・ 啓発用のカードやパンフレット等の作成・配布 ・ 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等による広報 等 				
<p>(5) 自死遺族支援機能構築事業</p> <p>ア 目的</p> <p>自殺で親族等を亡くした遺族等に対する総合的な支援を強化する。とりわけ、自死遺族等が必要とする支援情報の提供体制を全国各地で整備し、</p>				

<p>遺族等の自助グループ等の地域における活動支援や遺族等への相談支援、自死遺児への支援を強化する。</p> <p>イ 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、職場で自殺が起きた時の遺された家族や関係者に対する支援の促進（自殺発生直後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの自殺発生直後の対応及び遺児支援等に関する資料の普及） ・ 各地域における遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供の推進及びその体制の整備 ・ 遺族の自助グループ（わかちあいの会）等の設立や運営支援 等 ・ 遺族等への法律面や生活面における相談支援 ・ 遺児のための総合的な育成支援活動の実施及びそのために必要な研修や協議会等の実施 等 				
<p>（6）計画策定実態調査事業</p> <p>※本事業は都道府県及び区市町村を対象とするため、民間団体は対象外とする。</p>				
<p>（7）若年層対策事業</p> <p>ア 目的</p> <p>近年、自殺死亡率について、他の年齢層では減少傾向を示している中にもあっても若年層は高止まりを続けており、10代後半から30代の死亡原因の第一位は自殺という状況が続いている。</p> <p>こうしたことから青少年、若年層の自殺対策は重要な課題であり、青少年、若年層の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けることへの支援等を行う。</p> <p>イ 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年層（40歳未満）及び若年層を支援する者に対する（1）から（4）に掲げる事業（児童、生徒等を含む若年層が、生活上の困難や心理的ストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることができる力を身に付けさせるための教育や啓発、教職員等に対する若年層の自殺予防に関する養成研修 等） ・ 中学生以下の者に対する事業と併せてその保護者（40歳以上を含む。）に対しても行う事業 	<p>1 種 目 当 た り 7 5 0 万 円</p>	<p>事業実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、使用料及賃借料、工事費（若年層対策事業及び災害時自殺対策継続支援事業に係る電話相談事業及び深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、負担金等</p>	<p>2 / 3</p>	
<p>（8）SNS地域連携包括支援事業</p> <p>※本事業は都道府県及び区市町村を対象とするため、民間団体は対象外とする。</p>				
<p>（9）深夜電話相談強化事業</p> <p>ア 目的</p> <p>我が国における自殺は、深夜と早朝にピークを形成しており、当該時間帯に電話相談を実施することにより、自殺を直前で回避できる可能性があると考えられることから、当該時間帯における電話相談窓口の設置を推進する。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>民間団体が、深夜（22時）から早朝（5時）にかけて実施する電話等による相談事業を実施する際に係る相談対応者の配置、増員等</p>				

(10) 自殺未遂者支援事業

ア 目的

自殺者のうち約2割が自殺未遂経験者であり、自殺未遂者の自殺再企図防止は自殺対策においても最重要課題の一つである。年間約3万7千人が自損行為により緊急搬送されており、これらの者が再度自殺を企図することを防止することで、自殺者数の減少につなげるため、地域において自殺未遂者を支援する。

イ 事業内容

- ・ 受診時及び入院中の支援として行う心理や精神保健、保健福祉や法律等に関する専門家の配置や派遣
- ・ 受診時及び入院中の支援として行う地域の精神科受診や他機関への相談に向けた連絡・調整
- ・ 退院後の支援として行う相談窓口の設置、自殺未遂者・自殺未遂者の家族等向け継続的訪問相談等
- ・ 自殺未遂者向けのグループワークや分かちあいの集い等への支援
- ・ 保健師や精神保健の専門家、民間団体の相談員等に対する自殺未遂者対応のための研修の実施
- ・ 自殺未遂者支援を目的とした依存症等の自助グループやその関係者等を対象とした自殺予防のための啓発や研修 等

(11) ゲートキーパー養成事業

ア 目的

自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定。以下「大綱」という。）記載の以下の内容を踏まえ、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施する。

- ・ ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を実施する。
- ・ 自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ったりする、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3分の1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。
- ・ 若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。

イ 事業内容

- ・ 民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、弁護士や司法書士等の法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い薬剤師や介護関係者など、様々な分野でのゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣
- ・ 民生委員や児童委員、地域住民など、地域に密着したゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣

<p>(12) 災害時自殺対策継続支援事業</p> <p>ア 目的</p> <p>大規模な災害の発生時においては、被災者は様々なストレス要因を抱えることとなり、自殺リスクも高まることが予想され、災害の程度によってはそのリスクも長期に及ぶことから、被災者等の孤立防止や心のケアを始めとする各般の支援を継続して実施する。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>「災害時自殺対策事業」を実施した後、引き続き対応が必要な以下の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者又は避難者に対する自殺予防のための相談会等の開催 被災者又は避難者に対する自殺予防のための傾聴サロン等の実施 等 			
<p>(13) 自殺未遂者支援・連携体制構築事業</p> <p>ア 目的</p> <p>自殺未遂歴の有無や自殺未遂者の所在を通常の行政窓口において把握することは困難であり、救急病院等との連携体制の構築が課題となっている。自殺未遂者支援の前提となる、救急病院等との連携体制の構築は極めて緊急性が高いため、当該連携体制を構築するために必要な事業を支援する。</p> <p>イ 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察、消防及び救急病院から円滑な情報提供を実施するための継続的協議の場の開催 警察及び消防職員向け自殺未遂者初期対応のための研修の実施 警察、消防等と連携した自殺未遂者（念慮者）への寄り添い型支援の実施 提供された情報を基にした支援方策の継続的な検討及び調整（ケース会議の実施等） 等 <p>※注：本事業種目の対象となる事業は、次のとおりとする。</p> <p>① 新たな連携体制の構築に係る事業</p> <p>② 既存の連携体制に警察・消防・救急病院が新たに加わる場合、これに係る事業</p> <p>上記2件に該当しない事業は、(10) 自殺未遂者支援事業（補助率：2/3）として実施すること。</p>	<p>1 種 目 当 た り 5 0 0 万 円</p>	<p>事業実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、使用料及賃借料、工事費（ハイリスク地対策事業に係る工事並びに災害時自殺対策事業及び地域特性重点特化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、負担金等</p>	<p>1 0 / 1 0</p>
<p>(14) 災害時自殺対策事業</p> <p>ア 目的</p> <p>大規模な災害の発生時においては、被災者は様々なストレス要因を抱えることとなり、自殺リスクも高まることが予想される。そのような災害時に備えた自殺対策の実施は極めて緊急性の高い課題であることから、被災者等の孤立防止や心のケアを始めとする各般の支援を実施する。</p> <p>イ 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者又は避難者に対する自殺予防のための相談会等の開催 被災者又は避難者に対する自殺予防のための傾聴サロン等の実施 関係機関等に対する災害発生時の対応等に関する自殺予防のための研修会の開催 等 <p>※注：本事業種目の対象となる事業は、原則、災害救助法の適用を受けた災害に対する事業とし、実施期間は災害発生から一定期間が経過するまでとする（一定期間とは、原則、激甚災害に指定された災害については災</p>			

<p>害発生から3年経過後の年度末まで、その他の災害については災害発生から1年経過後の年度末までとする)。</p> <p>※注：本事業については、大規模な災害の発災後に実施する対策事業だけではなく、発災後の自殺リスクを回避するために実施する事前準備のための事業も含むものとする。</p>				
<p>(15) ハイリスク地対策事業</p> <p>ア 目的</p> <p>自殺多発地域（ハイリスク地。当該事業における「ハイリスク地」とは、次の①から③の条件を全て満たす地点（地域）をいう。①比較的立入が容易な一般の公共の場所であること（自宅、勤務先は除く）、②自殺の場所として利用されやすく、そのような場所として知られていること、③一定期間において、当該場所で発見された自殺者又は自殺企図者が複数人いること。）には、地域住民以外の自殺志願者が集まるという現状があるため、当該ハイリスク地に対する取組を支援する。</p> <p>イ 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハイリスク地における看板、電話、監視カメラ等の設置 ・ ハイリスク地のパトロールの実施 ・ ハイリスク地における自殺企図者の一時保護 ・ ハイリスク地対策に関わる関係機関の連携体制の構築 等 <p>※注：都が、上記のような場所となる恐れがあると認める地点も含む。ただし、その場合は予防的措置を講ずる場合に限る。</p>				
<p>(16) 自殺未遂者のための地域における包括的支援モデル事業</p> <p>※本事業は都道府県を対象とするため、民間団体は対象外とする。</p>				
<p>(17) 若者の自殺危機対応チーム事業</p> <p>※本事業は都道府県を対象とするため、民間団体は対象外とする。</p>				
<p>(18) 地域特性重点特化事業</p> <p>ア 目的</p> <p>地域における自殺の実態及び特性について分析した上で特定された、当該地域において特に対策が必要と考えられる世代及びリスク要因に対象を限定した事業を実施することにより、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる自殺予防対策の強化を図る。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>地域において特に対策が必要と考えられる自殺対策事業((1)から(7)(9)及び(10)に掲げる事業)であり、かつ、対策を講ずることにより着実に当該地域における自殺者が減少すると見込まれる取組として厚生労働省が認める事業(アに掲げる目的のもと申請があり、都が、地域の特性に応じた対策等について相互の取組等を共有し補完しあうための研修や研修等への派遣、そのための広域的なネットワークの構築や運営等を含む。)とする。</p> <p>なお、事前に次の項目を整理した実施予定事業の申請を受け付け、審査の上、採択された事業に限り、対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題の分析、事前評価 ・ 事業目的・内容、事業効果、達成目標 ・ 事後検証・評価 				

※ 会議等の開催に係る事業について

会議での議論等が事業の実施に不可欠な場合は補助対象とするが、会議の運営経費のみの場合は補助対象とならない。

(別添2)

対象経費支払基準

- 1 対象経費は、合理的かつ申請事業の実施に当たり、直接必要な経費を対象とする。
- 2 事業の実施内容（回数・スタッフの数等）や単価、必要経費を算出するに当たっては、対象者の想定数やこれまでの実績等を十分に勘案して適正なものとする。
- 3 団体が定める支給規程（基準）と【基準限度額】を比較して、低い方の額を支払額とする。
- 4 申請等に当たり団体が用いた単価や必要経費については、審査の上、必要と認められた額とする場合がある。

■ 報償費

事業の実施に協力した者等に支払う経費

（例）自殺対策に係る講演会、講習会及び事業実施に資する検討会等の講師等の謝礼金等

※ 団体構成員（職員）に対する報償費は対象とはならない。

【基準限度額】

○講師謝金

	区分	1時間当たり支払額（税込）
一般基準	大学教授、官公庁局部長級、民間企業役員、 著名民間専門家、著名ジャーナリスト、 弁護士等 a、公認会計士 a	13,700円
	大学准教授、短大・高専教授、高校校長、 官公庁課長級、民間企業上級管理者層、 民間専門家、ジャーナリスト、 弁護士等 b、公認会計士 b	12,200円
	大学講師、短大・高専准教授、高校教頭、 官公庁課長補佐級、民間企業管理者層	10,500円
	大学助教・助手、短大講師・助教・助手、 高専講師、助教・助手、高校教諭、 官公庁係長級、官公庁職員、 民間企業監督者層、民間企業職員	9,500円
特別基準	1. 一般基準による額では不相当であると認められる者、又はその額では講義等を依頼することが困難であると認められる者	適当又は必要と認められる額ただし、100,000円を限度とする。
	2. 都内区市町村職員（首長、副区市町村長又は教育長の職にある者を除く。）	一般基準の該当区分支払額の5割相当額とする。

※ 弁護士等とは、弁護士、裁判官、検察官をいう。

※ 弁護士等、公認会計士の a は、資格取得後概ね15年以上の経験者、b は、それ以外の者とする。

※ 受講者（実績）が150人以上400人未満の場合は50%、400人以上の場合は100%の割増しを行うものとする。

※ 特別基準を適用する場合、当該基準を適用する理由書を提出すること。

○原稿執筆謝金 200字詰原稿用紙1枚につき、以下の金額とする。

分類		区分	原稿料額	
一般基準	外部	A	大学教授、評論家、専門研究者、民間企業役員、ジャーナリスト、作家、弁護士、公認会計士、官公庁局・部長級	1,800円
		B	大学助教授・准教授、大学講師、民間企業管理者、官公庁課長級	1,500円
		C	大学助教・助手、民間企業係長級、官公庁課長補佐級	1,350円
	内部	A	民間団体（実施団体）管理者	510円
		B	上記以外の民間団体（実施団体）職員	450円
特別基準	A	1 一般基準による額では不相当と認められる者、又はその額では原稿を依頼することが著しく困難であると認められる者	一般基準に定める額の2倍を限度とする額	
	B	1 既に発表された原稿を転載又は再掲載するに際し、校訂を依頼する場合 2 講演等の内容や記録を掲載するに際し、講師に原稿の校訂を依頼する場合	一般基準に定める額の3分の1を限度とする額	

※ 執筆者の職が区分の例示に適合しない場合は、直近の区分の額を適用する。

※ 実施団体の構成員であっても、臨時若しくは非常勤の職にある又は無報酬・無給の場合は、外部（A～C）の額を適用する。

※ 原稿料の支払に当たっては、一人当たりの支払金額の合計に100円未満の端数がある場合は、これを100円として切り上げて支払うものとする。

■ 賃金

事業の実施に必要な一時的な労働の対価として支払う金銭

（例）自殺対策に携わる人材養成のための研修会・シンポジウム等開催における臨時スタッフに係る人件費

※ 団体構成員（職員）に対する賃金は対象とはならない。

【基準限度額】

日給（実働7.75時間）	8,760円
時給（1時間当たり）	1,130円

■ 報酬

事業の実施に必要な非常勤職員の人件費

（例）自殺対策に係る対面相談等の実施における人件費

※ 団体構成員（職員）に対する報酬は対象とはならない。

【基準限度額】

区分	時給（1時間当たり）
医師	2,950円
弁護士	2,730円
専門相談員（精神保健福祉士等）	2,180円
相談員	1,810円

※ただし、18時以降に業務を行う場合は25%、22時以降に業務を行う場合は50%を加算した額

■ 社会保険料等

非常勤職員を雇用した場合の雇用保険料等

■ 旅費

事業の実施に必要な交通費や宿泊費等

(例) 自殺対策に携わる人材養成のための研修会・シンポジウム開催に伴う講師等の旅費

※ 団体構成員(職員)が会議、研修、視察等に参加するための旅費、研修としての実態が薄い又は伴わないものは対象とならない。

※ 団体の構成員が都外開催の研修に参加する場合は、本事業の実施に当たり真に必要なものに限る。

【基準限度額】

・交通費 目的地まで合理的な経路で公共交通機関を利用した場合の実費額

※ 自家用車利用の場合、路程1キロメートル当たり37円(自家用車の購入費用、改造費用、ガソリン代、自動車税、強制保険及び任意保険の保険料、車検・修理代、交通反則金等の諸費用は対象外とする。)

・宿泊費 1泊につき 15,000円

・旅行雑費 1日につき 1,100円

※ 旅行雑費は、団体の支給規程(基準)に定められていない場合は対象とならない。

■ 需用費

事業の実施に必要な各種事務用紙、文房具、事業用燃料代、その他の消耗品の代価及び備品に付随する部品等の代価、各種文書、報告書、その他資料等の印刷代、製本代及び研修や打合せ等における講師等の飲料代

(例) コピー用紙・筆記用具、ガソリン代、材料費、研修会・シンポジウム等のポスター・チラシ、教材、活動記録などをまとめた成果物

※ 団体が定期的に発行している会報は対象とならない。

※ 食事代は原則として対象とはならない。ただし、支援対象者等に提供する茶菓子等については、社会通念上妥当であると認められる必要最低限の範囲で、事業実施の必要性により個別に判断する。

■ 役務費

事業実施に必要な郵便料、運搬料、電信電話料、新聞、雑誌等による広告、宣伝を行う費用、銀行振込手数料、筆耕料、速記料等

※ 団体の活動の宣伝に係る費用や、他団体等への情報提供・情報交換に係る経費は対象とならない。

■ 使用料及賃借料

事業の実施に必要な会場借料、車両等の借り上げ、駐車料等。ただし、事業の実施に必要な最小限の期間に限る。

(例) 自殺予防のためのシンポジウム・研修等に使用する会場料、活動上一時的に使用する車両のレンタル代やその駐車料金

※ 団体の活動事務を行う事務所の賃料は対象とはならない。

■ 工事費

事業の実施に必要な不可欠な施設等の改修等に要する工事費

※ 事務所の整備費や家屋の建設費等は対象とはならない。

※ 工事費は、「(2) 電話・SNS相談事業」、「(7) 若年層対策事業」、「(9) 深夜電話相談強化事業」、「(14) 災害時自殺対策事業」及び「(18) 地域特性重点特化事業」に係る電話回線の工事に伴うものや「(15) ハイリスク地対策事業」に係る防護柵等の設置に必要な工事に限る。

【基準限度額】

- ・ 1 団体につき 1 5 0 万円

■ 備品購入費

1 件当たり 1 0 万円以上のもので、事業の実施に必要不可欠な器具機械類等の購入費。パソコン等、電気通信機器で汎用性の高いものは原則として対象としない。

【基準限度額】

- ・ 1 団体につき 1 0 0 万円

■ 負担金

自殺対策に係る外部の専門研修等に参加し、かつ研修の成果を応募した事業において活用する場合の参加費

- ※ 研修報告書の回覧等は活用とはみなさない。
- ※ 参加する研修が東京都外で開催されるものは本事業の実施に当たり、真に必要なものに限る。

別紙様式第 1

(元号) 年 月 日

東京都知事 殿

所在地

法人等名

役職・代表者名

印

(元号) 年度東京都地域自殺対策強化補助事業補助金の交付申請について

標記について、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 申請額 金 円
- 2 団体概要 (様式 1-1)
- 3 所要額調 (様式 1-2)
- 4 事業計画 (様式 1-3)
- 5 所要額内訳 (様式 1-4)
- 6 添付書類
 - (1) 定款
 - (2) 経費の積算根拠となる書類の写し
 - (3) その他参考となる資料

団 体 概 要

団体名 (法人の種類)		代表者 職氏名 ※芸名は不可	
所在地 ※登記上の所在地	〒	担当者 ※事業内容に精通し ており、平日は毎日 対応が可能な連絡 先を記入すること。	氏名 TEL FAX メール 緊急連絡先
代表電話番号			
法人設立年月日 〔任意団体設立〕	昭和・平成・令和 年 月 日 〔昭和・平成・令和 年 月 日〕 ※定款・登記簿を確認のこと。		
団体の概要			

※1 主たる担当者が不在の場合でも、補助者等が都からの問い合わせに対応できる体制をとること。

※2 法人を設立する前に、前身団体に任意団体としての活動実績がある法人は、法人設立年月日とあわせて、任意団体の設立年月日を〔 〕に記入すること。

団体の活動内容

※貴団体を取り組んでいる自殺防止対策に関する活動について、直近1年間以上の活動を客観的な事実により記入すること。

所要額調

種目・事業名	総事業費	寄附金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	都補助基本額 (C、Dのいずれか少ない額)	交付額	補助限度額	交付所要額 (F、Gのいずれか少ない額)
	A	B	A-B=C	D	E	(E×補助率)F	G	H
	円	円	0円	円	0円	円	5,000,000円	/
	円	円	0円	円	0円	円		
	円	円	0円	円	0円	円		
計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	5,000,000円	円

(注)

- 1 交付要綱別添1第1欄の種目ごとに記入すること。複数の種目で実施する場合は、行を追加すること。
- 2 「種目・事業名」欄には、事業種目の番号と事業名を記載すること。
- 3 「交付額」F欄には、「都補助基本額」E欄に、別添1で定める補助率を乗じて1,000円未満を切り捨てた額を記入すること。
- 4 「補助限度額」G欄には、1団体当たりの上限5,000,000円を記入すること。

事業計画

都道府県	東京都	市区町村		事業No.	
------	-----	------	--	-------	--

交付金事業名					実施年度	年度
交付金事業メニュー					新規・継続の別	交付率
						#N/A
事業の内容						
事業スケジュール						
政策パッケージ の分類 (複数該当する 場合は予算配分 が多い順)	1	基本/ 重点施策		施策内容		
	2	基本/ 重点施策		施策内容		
	3	基本/ 重点施策		施策内容		
評価	1	指標名		「その他」 選択の場合 具体的に記載		
		目標値	[]			
	2	指標名		「その他」 選択の場合 具体的に記載		
		目標値	[]			
	3	指標名		「その他」 選択の場合 具体的に記載		
		目標値	[]			
備考欄						

所要額内訳

団体名							
事業名	事業種目(該当の種目を囲む)					補助率	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		1/2
	(7)	(9)	(10)	(11)	(12)		2/3
	(13)	(14)	(15)	(18)			10/10

経費区分	対象経費の 所要見込額 (円)	積算内訳 ※具体的に記載すること。(例): 用途 単価×数量×消費税	
		積算項目・計算式等	所要金額
報酬	0 円		
賃金	0 円		
報償費	0 円		
旅費	0 円		
需用費	0 円		
役務費	0 円		
使用料及賃貸料	0 円		
工事費	0 円		
備品購入費	0 円		
負担金	0 円		
合計(A)	0 円		
寄附金その他の 収入額(B)	0 円		
補助率(C)			
補助所要額 (A-B)×(C) ※千円未満端数切捨て			0 円

(※1)積算内訳については、具体的に記載すること。(例): 単価×数量×消費税=所要金額

(※2)必要に応じて、行を追加及び削除すること。

(※3)積算においては、交付要綱別添2に定める基準限度額、もしくは団体の規定する単価のいずれか低い単価を用いること。

(※4)次の経費区分については、それぞれ下記の額を限度としているので、注意すること。

工事費: 1団体につき150万円/備品購入費: 1団体につき100万円

(元号) 年 月 日

東京都知事 殿

所在地

法人等名

役職・代表者名

印

(元号) 年度東京都地域自殺対策強化補助事業補助金の変更交付申請について

(元号) 年 月 日付 保医保健第 号により交付決定を受けた標記補助金については、次のとおり交付額を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 今回追加交付（一部取消）申請額 金 円

	既交付 決定額(A)	変更後交付金 所要額(B)	今回追加交付（一部取消）申 請額(B)-(A)
地域自殺対策強化 補助事業補助金	円	円	

2 変更理由

3 添付書類（交付申請時の申請内容と変更した箇所の下線を引くこと。）

- (1) 所要額調（様式1-2）
- (2) 事業計画（様式1-3）
- (3) 所要額内訳（様式1-4）

別紙様式第3

(元号) 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
法人等名
役職・代表者名

印

(元号) 年度東京都地域自殺対策強化補助事業補助金の実績報告について

(元号) 年 月 日付 保医保健第 号により交付決定された
(元号) 年度東京都地域自殺対策強化補助事業補助金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

- 1 精算金額 金 円
- 2 東京都地域自殺対策強化補助事業補助金実績報告兼精算書（様式3-1）
- 3 事業実施報告（様式3-2）
- 4 経費支出済額明細（様式3-3）
- 5 添付書類
 - (1) 経費の積算根拠となる書類
 - (2) その他参考となる書類

(元号) 年度東京都地域自殺対策強化補助事業補助金実績報告兼精算書

種目・事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	都補助基本額 (C、Dのいずれか少ない額)	交付額	交付決定額	選定額 (FとGのいずれか少ない額)	受入済額	差引過不足額
	A	B	A-B=C	D	E	(E×補助率)F	G	H	I	I-H=J
	円	円	0円	0円	円	円	円	円	0円	0円
計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

(注)

- 1 交付要綱別添1第1欄の種目ごとに記入すること。複数の種目で実施する場合は、行を追加すること。
- 2 「種目・事業名」欄には、事業種目の番号と事業名を記載すること。
- 3 「交付額」F欄には、「都補助基本額」E欄に、別添1で定める補助率を乗じて1,000円未満を切り捨てた額を記入すること。
- 4 「交付決定額」G欄には、東京都から交付決定を受けた金額を記入すること。
- 5 「受入済額」I欄には、0円と記入すること。
- 6 「差引過不足額」J欄には、「受入済額」I欄と「選定額」H欄との差額を記入すること。(△マイナス額を記入すること。)

事業実施報告

都道府県	東京都	市区町村				事業No.		
交付金事業名					実施年度	年度		
交付金事業メニュー				新規・継続の別	交付率	#N/A		
事業の内容								
実施スケジュール								
政策パッケージの分類 (複数該当する場合は予算配分が多い順)	1	基本／重点施策		施策内容				
	2	基本／重点施策		施策内容				
	3	基本／重点施策		施策内容				
評価	1	指標名		「その他」選択の場合具体的に記載				
		目標値	[]	実績値	[]			
	2	指標名		「その他」選択の場合具体的に記載				
		目標値	[]	実績値	[]			
	3	指標名		「その他」選択の場合具体的に記載				
		目標値	[]	実績値	[]			
	3段階評価							
	3段階評価が(3)の場合、不十分だった理由と改善点を記載							
	上記指標以外にみられた効果							
備考欄								

経費支出済額明細

団体名								
事業名			事業種目(該当の種目を囲む)			補助率		
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	1/2
			(7)	(9)	(10)	(11)	(12)	2/3
			(13)	(14)	(15)	(18)		10/10

経費区分	支出済額 (円)	積算内訳 ※具体的に記載すること。(例): 用途 単価×数量×消費税	
		積算項目・計算式等	所要金額
報酬	0 円		
賃金	0 円		
報償費	0 円		
旅費	0 円		
需用費	0 円		
役務費	0 円		
使用料・賃貸料	0 円		
工事費	0 円		
備品購入費	0 円		
負担金	0 円		
合計(A)	0 円		
寄付金その他の 収入額(B)	0 円		
補助率(C)			
補助所要額 (A-B)×(C) ※千円未満端数切捨て			0 円

(※1) 積算内訳については、具体的に記載すること。(例): 単価×数量×消費税=所要金額

(※2) 必要に応じて、行を追加及び削除すること。

(※3) 積算においては、交付要綱別添2に定める基準限度額、もしくは団体の規定する単価のいずれか低い単価を用いる。

(※4) 次の経費区分については、それぞれ下記の額を限度としているので、注意すること。

工事費: 1団体につき150万円 / 備品購入費: 1団体につき100万円

番 号
(元号) 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
法人等名
役職・代表者名 印

東京都地域自殺対策強化補助事業補助金における消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日付 保医保健第 号で交付の決定(又は変更決定)を
受けた補助金に係る消費税及び地方交付税に係る仕入控除額については、下記のと
おり報告する。

記

- 1 東京都地域自殺対策強化補助事業補助金交付要綱 13の規定による補助金の確
定額((元号) 年 月 日付 保医保健第 号による補助確定額)

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕
入控除税額(補助金返還相当額)

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握
できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

申 出 書

このたび申請する(元号) 年度東京都地域自殺対策強化補助事業
につきましては、(元号) 年度東京都地域自殺対策強化補助事業補
助金交付要綱3に基づき、以下のいずれの事業にも該当しませんので、
その旨申し出ます。

- ・他の機関から委託、助成又は補助を受け実施する事業
- ・全部又は主要な部分を第三者に委託し実施する事業
- ・第三者に資金を交付することを目的とした事業
- ・備品購入費が大部分を占める事業
- ・宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体及び暴力団又は暴力団員の統制の下
にある団体が行う事業

東京都知事 殿

(元号) 年 月 日

(団体名)

(団体の所在地)

(役職・代表者名)

印

誓約書

東京都知事 殿

東京都地域自殺対策強化補助事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）6の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約します。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱15(3)の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、要綱16の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約します。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

登録印
(実印)

※ 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、団体名称、代表者の役職及び氏名を記入すること。

* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・ 暴力団員を雇用している者
- ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者